

市内運動施設における暑さ指数による無料キャンセル運用基準

1 目的

この基準は、清瀬市公園条例第 22 条および清瀬市コミュニティプラザ条例第 13 条ただし書に規定する還付の内、暑さ指数による無料キャンセルの運用基準を定めることを目的とする。

2 暑さ指数による無料キャンセルの基準

(公財)日本スポーツ協会では「スポーツ活動中の熱中症ガイドブック」(2019)の中で、暑さ指数 31 を超える場合の運動は原則禁止と定められていることから、環境省熱中症予防情報サイト内の暑さ指数(WBGT)の実況または予測情報において、所沢(埼玉)の暑さ指数が 31 を超過した際は、対象施設における無料キャンセルを認める。

【参考】(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症ガイドブック」(2019)より

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針
35℃以上	31 以上	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	嚴重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意すると共に、運動の合間に積極的に水分・塩分補給をする。
24℃未満	21 未満	ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどでは、この条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人:体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

3 対象施設

- (1) 清瀬内山運動公園(サッカー場・野球場・テニスコート)
- (2) 下宿第二公園野球場
- (3) 中央公園テニスコート

- (4) 下清戸運動公園テニスコート
- (5) 下宿運動公園広場
- (6) コミュニティプラザ多目的屋内ひろば
- (7) コミュニティプラザ多目的屋外ひろば
- (8) コミュニティプラザテニスコート

4 対象期間

毎年、7月1日～9月30日を基本とし、指定管理者との協議の中で定めるものとする。

5 キャンセルの方法

キャンセルを希望する利用者は、利用開始時間前までに、利用施設を管轄する指定管理者へ申し出るものとする。

6 周知方法

市内運動施設を管轄する指定管理者は、暑さ指数による無料キャンセルが可能な旨を、ポスター・ホームページ・窓口などで広く周知すること。

7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項においては、市と指定管理者の協議により定めるものとする。